

製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201100443 平成23年9月16日(茨城県) 平成23年9月26日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	●当該製品の火を消し忘れたことにより、鍋(アルミ製)が溶融し、ガスホースにかかったため、ガスホースが溶解、漏洩したガスに当該製品の火が引火し火災に至ったと判断した。	
2	A201100452 平成23年9月24日(群馬県) 平成23年9月30日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	(火災) 当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	●ガス事業者がLPガス供給地域内で、被害者宅に誤って都市ガス用に熱量変更した当該製品を設置し、被害者が使用したため燃焼不良を起こし、当該製品の排気口から高温の燃焼ガス又は炎が出て可燃物(保温材)に着火し火災に至ったと判断した。	
3	A201100609 平成22年11月20日(石川県) 平成23年11月24日	ACアダプター(テレビゲーム機用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●別室のコンセントから隣部屋で使用するテレビゲーム機の電源を電気コードを使って取っていたが、室の仕切りが引き戸であったために、引き戸の開閉のたびに負荷がかかっていた電気コード部分の被覆により損傷し、スパークが生じ出火に至ったものと判断した。	
4	A201000725 平成23年12月5日(兵庫県) 平成23年12月19日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品庫内の可燃物(トレイ(電子レンジ用)及び食品を入れた袋を焼損する火災が発生した。	●食品の袋を閉じる金属製の止め具(針金状)をつけたまま庫内に入れ加熱したことから、止め具の先端部に電磁波が集中し、火花が発生、可燃物に引火し火災に至ったものと判断した。	

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件

管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1 A201000306 平成22年7月2日(北海道) 平成22年7月13日	金属フレキシブル ホース(LPガス用)	(火災、重傷2名) 爆発音と共に火災が発生し、2名が負傷した。現場にガス給湯器に配管された当該製品があった。	●当該製品が一般消費者に販売されていないため、消費生活用製品でないと判断した。	
2 A201100528 平成23年10月17日(静岡県) 平成23年10月27日	パソコン用コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品は他社製であることが判明したことから、重大製品事故を報告する事業者ではないと判断した。なお、当該製品はパソコン用コードではなく、液晶ディスプレイモニター用コードであることも判明した。	
3 A201100543 平成23年9月21日(兵庫県) 平成23年11月4日	洗顔ブラシ	(重傷1名) 当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。	●当該製品を報告した事業者は製造事業者ではなく、関係事業者(ブランド事業者)であることが判明したため、重大製品事故を報告する事業者ではないことが確認された。なお、当該事故は、製造事業者から化粧筆として重大製品事故報告書が提出されている。	
4 A201100546 平成23年9月21日(兵庫県) 平成23年11月4日	洗顔ブラシ	(重傷1名) 当該製品を使用後、顔に発疹が生じた。	●当該製品を報告した事業者は製造事業者ではなく、関係事業者(ブランド事業者)であることが判明したため、重大製品事故を報告する事業者ではないことが確認された。なお、当該事故は、製造事業者から化粧筆として重大製品事故報告書が提出されている。	
5 A201100740 平成23年11月10日(大阪府) 平成23年12月21日	火災警報器	(重傷1名) 当該製品が誤作動し、突然鳴動したため、止めようとして電気こたつの上に立った際に転倒し、負傷した。	●当該製品が消火器具の分類に属することが判明したため、消費生活用製品でないと判断した。消防庁で調査することになった。	